平成２７年（フ）第７１１号
広島市佐伯区八幡３丁目12番12―６号
債務者　今上　　登
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８号
広島県呉市仁方皆実町７番５号
債務者　佐々木多美子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第９５号
広島県呉市広町田１丁目１番24号
債務者　菅　　祐司
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１４９号
広島県福山市西深津町６丁目９番12号
債務者　兼田　繁樹
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１５９号
広島県福山市駅家町大字万能倉1228番地
債務者　桑原　良幸
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１７０号
広島県福山市川口町４丁目17番26号　土屋住宅
債務者　高野　一博
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１５号
愛媛県新居浜市沢津町３丁目８番41号　フェリス・ファミリア201号、前住所愛媛県新居浜市菊本町１丁目２番４号
債務者　立山尚太郎
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１１６号
愛媛県新居浜市沢津町３丁目８番41号　フェリス・ファミリア201号、前住所愛媛県新居浜市菊本町１丁目２番４号
債務者　立山　幸栄
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３３号
高知県安芸市本町３丁目７番28号
債務者　大坪　佑太
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
福岡県直方市大字頓野2058番地５　市住７―28号
債務者　高椋真成美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第６３号
福岡県田川郡川崎町大字川崎445番地
債務者　吉田　紀子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６４号
福岡県田川郡福智町赤池785番地　町営上の原団地309号
債務者　長江　竜太
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第４１３号
熊本市南区近見６丁目４番55―142号　サルヴァトーレ近見、前住所熊本市中央区本荘町753番地　レスポアール弐番館302号
債務者　田上　千佳
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５６２号
熊本県宇土市走潟町1106番地35
債務者　福田　利沙
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５７０号
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内2050番地
債務者　武田　順子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３４号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町５番13号（島ハイツ503号）
債務者　田代　秀士
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目10番７―306号
債務者　益満　信一
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係